

会員各位

伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業の換地処分の公示日について(お知らせ)
日置市産業建設部建設課 区画整理係より下記の内容のお知らせがありました。概要は以下の通りです。

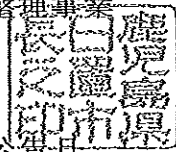
平成27年7月15日

鹿児島県行政書士会々長 様

伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業

施行者 日置市

代表者 日置市長 宮路高光



伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業の換地処分の公告日
について(お知らせ)

日頃から日置市政に御協力いただき心より感謝申し上げます。

さて、昭和59年12月の住民説明会からはじまった伊集院都市計画事業徳重土地区画整理事業は、平成27年7月24日(金)に換地処分の公告を迎えることとなりました。

これに伴いまして、公告日の翌日の平成27年7月25日(土)から従前の土地の権利(所有権、借地権及び抵当権等)が換地の土地に移ることになり、新大字名・地番の住所(所在地)がはじまります。

つきましては、以下の点に御留意いただき、貴管下会員の皆様へ周知くださるようお願いいたします。

時節柄、御自愛専一にて御精励くださいますようお願い申し上げます。

(留意事項)

- 1 換地処分の公告に伴い、鹿児島地方法務局では、事業地区内に係る土地及び建物に関する一般の登記を停止します。(法第107条第3項)
- 2 一般の登記停止期間は、3ヶ月程度かかります。停止解除後は、市ホームページ等で通知します。
- 3 土地区画整理法第76条第1項申請(建築物等許可申請)、分筆申請、仮換地指定変更願が不要になります。
- 4 所有権移転や相続などの権利変動に伴う施行者(日置市)への届出は、換地処分の公告に伴い不要となります。ただし、住所変更等の届出につきましては、清算金事務を行う関係上、引き続き届出をしていただく必要があります。
- 5 「仮換地証明書」及び「底地証明書」は、換地後の土地で登記されるため、発行を終了します。

(連絡先)

〒899-2501

鹿児島県日置市伊集院町下谷口1960番地1

(鹿児島地域振興局日置庁舎本館2階)

日置市産業建設部建設課 区画整理係

担当 宮之前 田口

電話 099-273-8871(直通) FAX 099-273-8877